

既存の非常災害対策計画（社会福祉施設等）への  
追記による避難確保計画の作成について

平成31年2月

茨城県保健福祉部

- 避難確保計画に記載すべき事項については、水害に関する避難確保計画は、水防法施行規則において、土砂災害に関する避難確保計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則において定められています。
- 避難確保計画を作成するには、①資料2の「避難確保計画の作成方法について」に基づき新たに避難確保計画を作成する、②県条例に基づき非常災害対策計画を策定している社会福祉施設等では、既存の非常災害対策計画（または消防計画）に避難確保計画の項目を追加することにより作成する2つの方法があります。ここでは、②の既存の非常災害対策計画への項目追加について、ご紹介します。

**【参考1】水防法施行規則**

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

**【参考2】土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則**

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

# 社会福祉施設等における非常災害対策計画の手引き（H29.1,茨城県保健福祉部）【参考1】

## 「非常災害対策計画の策定例」への追記（例）

※ 平成28年9月9日付けの厚生労働省の通知で示された非常災害計画に最低限盛り込む項目を中心に記載しています。  
各施設の状況や地域の実情を踏まえ、非常災害対策として必要な項目を追加し策定してください。

施設名			
所在地			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス（代表）			

### 1 施設の立地条件

#### （1）施設立地場所の地形等

#### （2）災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無	区域等の名称
浸水想定区域		
土砂災害警戒区域		
土砂災害特別警戒区域		
土石流危険渓流		
急傾斜地崩壊危険箇所		
地すべり危険箇所		

#### （3）予測される災害の危険性

『情報収集・伝達』を追加

### 2 災害に関する情報の入手方法

#### （1）市町村から発令される避難情報の入手方法

#### （2）災害に関する情報の入手方法

※追記箇所は破線で囲っています（以後同じ）。

#### （3）入手情報の共有

館内放送や掲示板等を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。



なお、既存の職員名簿等で代用できる場合は作成不要であり、別途添付として差し支えありません。

### (3) 利用者情報（家族の連絡先）

利用者名	生年月日	内服薬	ADL 認知症	要介護度 障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
〇〇〇〇	昭和 年 月 日	〇〇〇〇	Ⅲa	3	△△△△ (長女)	090-0000-0000 029-000-0000	

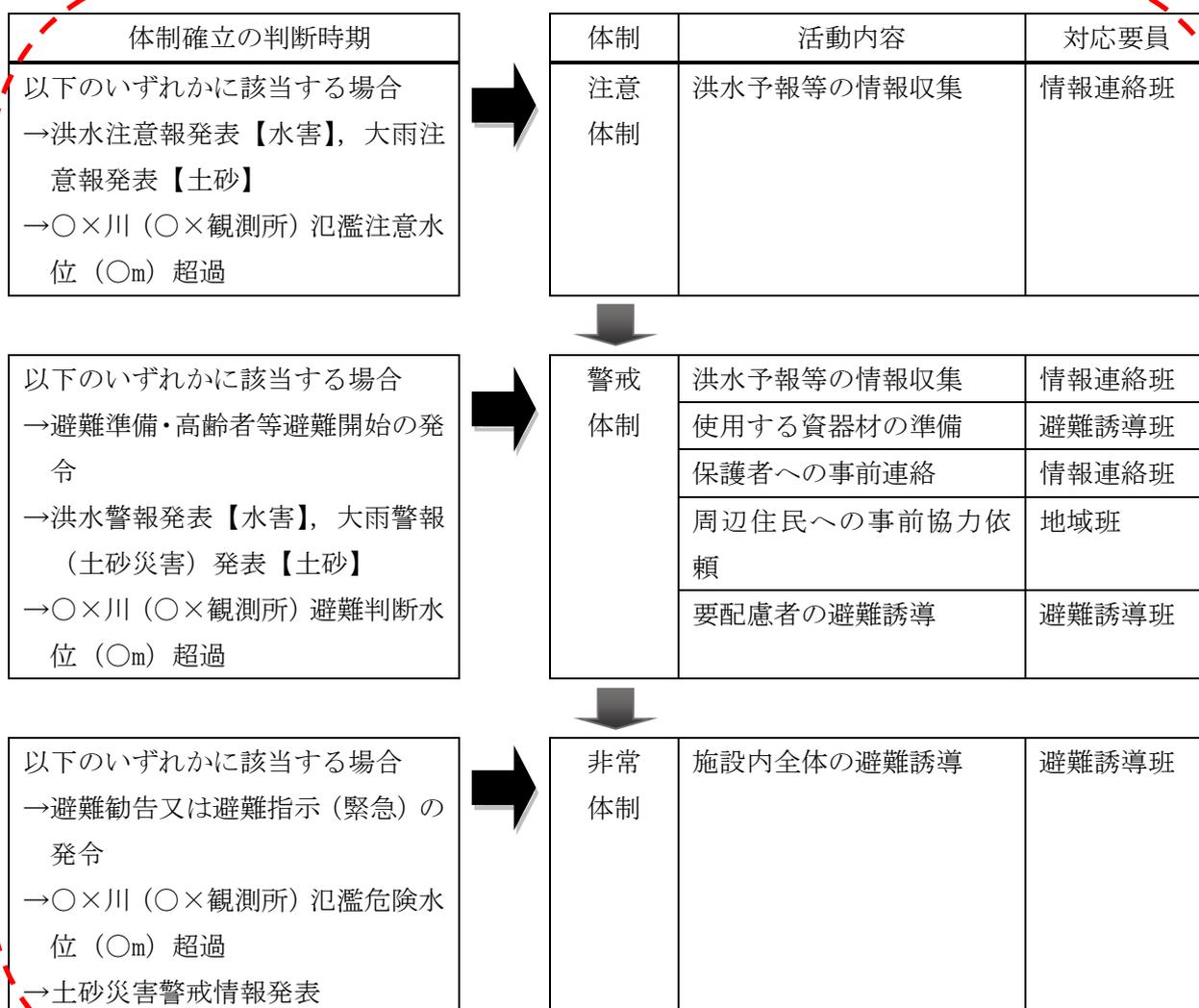
※ あくまでも記載例ですので、各施設の状況に応じて検討の上作成してください。

※ 利用者情報(家族の連絡先)は個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。

なお、既存の利用者リスト等で代用できる場合は作成不要であり、別途添付として差し支えありません。

『防災体制』を追加

## 4 避難を開始する時期、判断基準



『避難誘導』を追加

5 避難場所

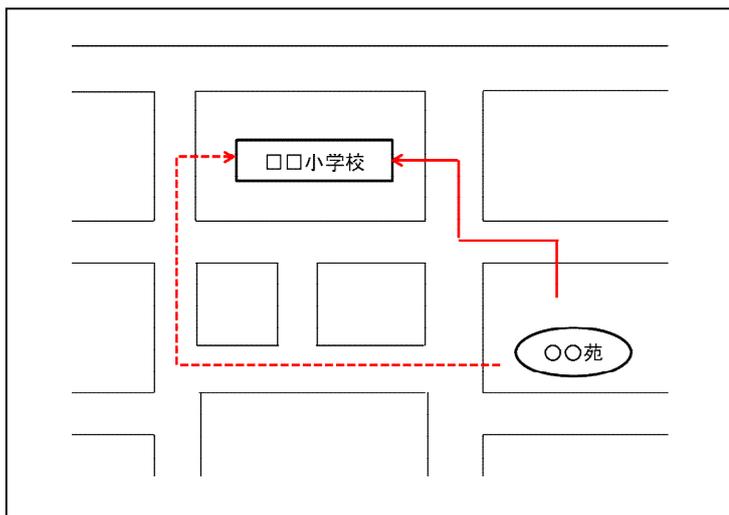
災害の種類	地震	水害(※)	土砂災害(※)	火災
避難場所				
所要時間				
距離				
移動手段				

※ 利用者の健康状態や周辺の浸水等の状況により，表記載の避難場所への避難が困難な場合には，施設〇階（建物内のより安全な場所）へ避難し，屋内安全確保を図る。

『避難経路図』を追加

6 避難経路

(1) 避難場所への避難経路



← 避難経路①

← 避難経路②

<留意事項>

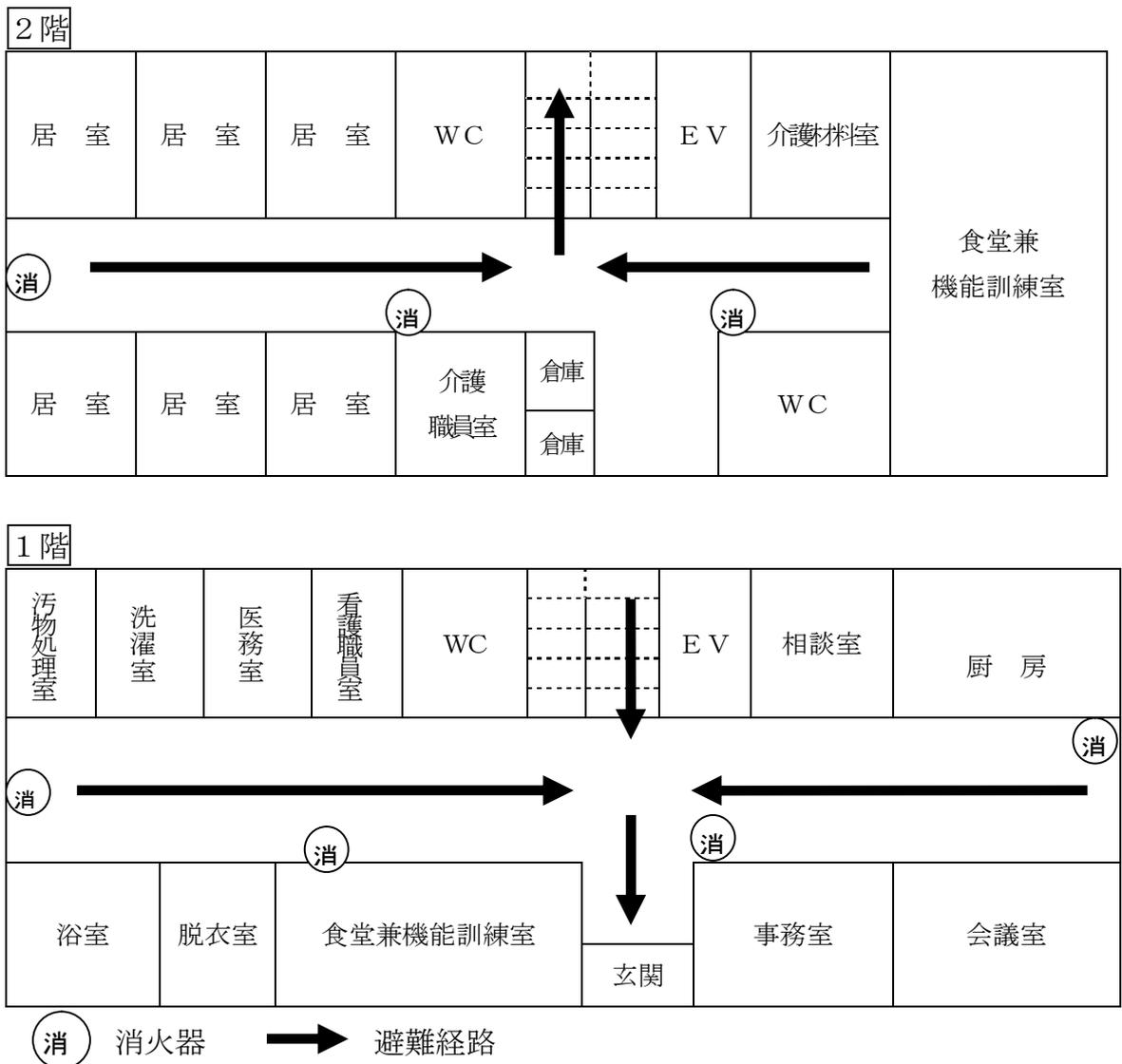
避難経路①は、.....

.....，  
.....。

避難経路②は、.....

.....，  
.....。

(2) 施設内の避難経路



(3) 屋内安全確保時の避難経路

7 避難方法

※利用者の状態ごとに避難するための方法を記載してください。

\*すでに作成している場合でも、下表の内容が満たせていないのであれば、適宜修正。

8 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 災害時の参集方法

職員参集基準

参集体制	参集基準	対象職員
警戒参集体制	①地域に大雨，暴風，暴風雪，洪水警報が1以上発表されたとき ②施設所在市町村内で震度5弱の地震が発生したとき	・総括責任者及び情報収集・連絡班の班長は施設に出勤すること

非常参集体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ②地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ③施設所在市町村内で震度5強以上の地震が発生したとき ④その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設に出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること
--------	--	---

※あくまでも記載例ですので、各施設の状況に応じて検討の上作成してください。

## (2) 役割分担

- ・総括責任者                    ◎◎◎◎ (不在時の代行者    ××××)
- ・情報連絡班班長            ○○○○ (不在時の代行者    ●●●●)
- ・消火班班長                 ◇◇◇◇ (不在時の代行者    ◆◆◆◆)
- ・救護班班長                 △△△△ (不在時の代行者    ▲▲▲▲)
- ・避難誘導班班長            ▼▼▼▼ (不在時の代行者    ▼▼▼▼)
- ・応急物資班班長            □□□□ (不在時の代行者    ■■■■)
- ・地域班班長                 ☆☆☆☆ (不在時の代行者    ★★★★★)

### 役割分担表

総括責任者	班	班長	班員	任務
◎◎◎◎	情報連絡班	○○○○	●●●● ..... ..... ..... ..... .....	・気象や災害の情報収集 ・職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 ・関係機関との連絡調整 ・利用者家族への連絡 ・避難状況の取りまとめ
	消火班	◇◇◇◇	◆◆◆◆ .....	・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と発火の際の初期消火
	救護班	△△△△	▲▲▲▲ .....	・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送
	避難誘導班	▼▼▼▼	▼▼▼▼ ..... ..... ..... .....	・利用者の安全確認 ・施設、設備の被害状況確認 ・利用者への状況説明 ・利用者の避難誘導 ・利用者の家族への引渡し
	応急物資班	□□□□	■■■■ .....	・食料、飲料水などの確保 ・炊き出し、飲料水の供給
	地域班	☆☆☆☆	★★★★ ..... .....	・地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

※あくまでも記載例ですので、各施設で検討の上作成してください。

また、地震等の自然災害に関する既存の組織体制一覧がある場合は、活用するなどして共通化を図ってください。

(3) 避難に必要な職員数

9 関係機関との連携体制

『避難の確保を図るための施設の整備』を追加

10 食料、防災資機材等の備蓄

災害に関する情報収集・伝達，避難誘導，屋内安全確保の際に使用する設備及び資器材として，下表に示すものを備蓄し，日頃から維持管理に努める。

備蓄品リスト

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所	使用活動区分		
					情報収集・伝達	避難誘導	避難後活動
食料等	米						○
	非常食						○
	鍋						○
	茶碗						○
	カセットコンロ						○
	ポリ容器等（生活用水）						○
医薬品等	医薬品					○	○
	衛生器具（血圧計，体温計等）					○	○
	衛生材料（おむつ等）					○	○
情報機器	テレビ				○		
	ラジオ				○		
	タブレット				○		
	ファックス				○		
	メガホン					○	
	携帯電話（充電器を含む）				○	○	○
	携帯電話用バッテリー				○	○	○
	無線機					○	
照明	懐中電灯				○	○	○
	電池式照明器具					○	○
	ローソク（ローソク台を含む）				○		○
	携帯用発電機				○	○	○
	電池				○	○	○
暖房資材	石油ストーブ						○
	灯油						○



『自衛水防の業務に関する事項』を追加

11 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置している場合、資料2「避難確保計画の作成方法について」のP30を参考に本項目を記載する。

水害による被害を最小限に抑えるため、従来の行政による水防活動だけでなく、各要配慮者利用施設における水防活動の取組も重要となっており、平成25年7月に水防法の一部が改正され、自衛水防組織の設置が努力義務となっています。

『防災教育及び訓練の実施』を追加

12 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。